

令和7年度志賀聖苑連絡協議会議事録

1. 日 時：令和7年10月27日（月） 12時56分から13時53分まで
2. 場 所：志賀聖苑 待合室（洋室）
3. 出席者：中村克己委員、中村等委員、中村与司朗委員（7名中3名）※順不同
4. 議 題：報告事項
 - (1) 施設の運営状況について
 - (2) 環境影響調査結果について

5. 議事概要

報告事項

- (1) 施設の運営状況について
 - (2) 環境影響調査結果について
- 事務局：資料に基づき説明

質疑応答

委 員：志賀聖苑と大津聖苑の測定結果を比較しての違いについて説明を。

事務局：全体を通してそこまで大きな差はない。1点申しあげると、ダイオキシン類の項目において、大津聖苑は更新後の新炉となっており、そもそもの基準値が違うため、大津聖苑の方が少ない値が出てくる。他の項目については、火葬するご遺体の体格や副葬品等で値が上下してくるため、聖苑間の違いはあまりない。

委 員：一酸化炭素の項目が志賀聖苑は84ppm、大津聖苑は1ppmとなっておりかなりの開きがある。

事務局：火葬するご遺体や副葬品等の条件で上下する値である。基準値の範囲内である。

委 員：騒音について、蟬の鳴き声によって大きく出ているとのことだが、測定する時間等は決まっているのか。

事務局：火葬時の振動や騒音を計測する必要性から、火葬を行っている昼間の測定となる。7月は時期的にどうしてもセミの鳴き声の影響が出てしまう。

委 員：火葬炉が複数台同時に稼働することはあるのか。

事務局：志賀聖苑については人体炉が4炉、汚物炉と動物炉がそれぞれ1炉ある。2炉が1排気系統となっており、1排気系統につき同時に1台しか稼働しない。

委 員：臭気指数の測定結果が「10以下」と記載されているが、具体的な数値を教えてください。

事務局：確認し、後日お伝えする。

（後日事務局回答：基準値以下であって10以下の極少量値は算定していない。

委員：できれば次回は数値を表記してほしい。）

委 員：騒音の基準値が厳しすぎると感じるが、基準値の根拠は何か。

事務局：協定書に記載した騒音・振動・臭気の基準値は、大津市の基準値を採用し

ており、標準的なものだと考えている。基準である55dbがどの程度の数値なのか確認して後日お伝えする。

(後日事務局回答：55dbは昼間の住宅地の基準値である。)

委員：志賀聖苑の炉について、供用開始から30年近く経っているが更新する予定はあるのか。

事務局：具体的な時期については決まっていない。これから予算などを検討していく段階である。

委員：修繕や点検の結果、今のところは問題なく使用できる状況であるということか。

事務局：そのとおり。基準値の範囲内で継続して炉を使用させていただく。

委員：炉によって数値に違いはあるのか。

事務局：ダイオキシン類等については新炉、既炉で基準値が違うが、それ以上にご遺体の状況等や副葬品によって数値が変わってくる。副葬品については入れないようにと案内はしているものの、ご遺族の前で確認したり取り出したりというのが難しい。測定は排煙の系統ごとに交互に計測しており双方基準値以内に収まっている。今年度から計測が3回になるが、今後も交互に計測する。

委員：基準値を超えた場合は再検査となるのか。

事務局：再検査となる。測定した結果が一月後くらいに判明するので、基準値を超えていた場合原因を特定し、炉の劣化等があれば修繕を行った後に再検査を行う。今回の騒音のように外的要因が判明している場合は、例外として行わない。

委員：協定書に炉の更新について記載がないが、炉の更新については決めているのか。

事務局：市、指定管理者及び火葬炉メーカーで協議を行い、計画的に更新を検討する。更新の際は、予め市で更新計画案を作成して地域の方に相談をさせていただく必要がある。

委員：更新のサイクルはどれくらいを考えているのか。

事務局：炉の寿命が通常20年くらいといわれているが、修繕により長寿命化できる。志賀聖苑の炉は30年になるが、経過年数よりも火葬回数が劣化に大きく影響する。定期点検を実施しており、劣化が疑われる個所は修繕している。修繕が不可能だという箇所が出てくれば当然更新というのは考えないといけない。大津聖苑の更新が終わったので、志賀聖苑も検討を要するという段階である。

委員：委員の参加が少ない。過半数は参加できるようにしたい。

事務局：開催時間は調整可能なので、次回改めて相談させていただく。

以上